附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

（書式の用紙の使用に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の第二十六号の二書式による用紙は、この省令の施行後も、当分の間、なおこれを使用することができる。

○財務省令第八十六号

財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十五条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二百九十八条第一項中「四百十一人」を「四百十二人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第八十七号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

財務大臣　麻生　太郎

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区　分	定　員	備　考
本　省	一五、四五四人	
国　税　庁	五五、七〇三人	
合　計	七一、一五七人	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百七十二号

農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百三十一号）の施行に伴い、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の六第十四号中「第三条第一項第一号」を「第三条第一項第一号」に改め、同条第二十七号中「第二条及び第三条」を「第三条第一号」に改め、同条第二十九号中「第四十三条第一号及び第八十二条第一号」を「第四十三条第一項第一号及び第八十二条第一項第三号」に改め、同条第三十一号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第八十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

農林水産大臣　森山　裕

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

第一条　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のセの表アラクロールの項中「大麦　|0.05mg／kg　|」及び「ライ麦　|0.05mg／kg　|」を削り、同表アルジカルブの項中「ライ麦　|0.02mg／kg　|」を削り、同表フェンチオンの項を削る。

第二条　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のセの表アラクロールの項中「とうもろこし　|0.2mg／kg　|マイロ　|0.1mg／kg　|牧草　|3mg／kg　|」を「とうもろこし　|0.02mg／kg　|マイロ　|0.05mg／kg　|牧草　|0.05mg／kg　|」に改め、同表イソフェンホスの項の次に次のように加える。

イマザピック	小麦	0.05mg／kg
	大豆	0.5mg／kg
	大豆油かす	0.5mg／kg
	とうもろこし	0.01mg／kg
	牧草	3 mg／kg
イマザピル	小麦	0.05mg／kg
	大豆	5 mg／kg
	大豆油かす	7 mg／kg
	とうもろこし	0.05mg／kg
	牧草	30mg／kg

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

○農林水産省令第八十五号

農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百三十一号）の施行に伴い、及び農業改良助長法施行令（昭和二十七年政令第百四十八号）第三条第二号ロの規定に基づき、農業改良助長法施行規則の一部を改正する等の省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

農林水産大臣　森山　裕